

再処理工場のウラン試験時に発生が予想されるトラブル等とその対応(No. 2 - 7)

件名	溶解液中間貯槽の仮蓋からのウラン溶液の漏えい	
事象の概要	<p>(1) 発生場所: 機器 分離建屋: 溶解液中間貯槽(分離設備)</p> <p>(2) 発生の状況 運転中</p> <p>(3) 概要 槽の仮蓋の締め付け状態及び槽の液量を確認しないままのかくはん操作による、仮蓋部分から溶液が漏えい</p> <p>* 他の建屋も含め同種の作業においても、同様な漏えいの発生が予想される。</p> <p>ウラン試験終了後に本設の蓋が溶接されるため、アクティブ試験以降は同様のトラブルは起きない。</p>	
事象による影響	<p>(1) 工場外への影響 工場外への影響は生じない。 分離建屋換気設備が稼動しているセル内での事象及びそれに伴う除染・復旧作業であり、放射性物質の放出等の工場外への影響は生じない。</p> <p>(2) 安全性への影響 安全上の問題は生じない。 分離建屋換気設備が稼動しているセル内での漏えいであり、また、巡視点検、ドリフトレイ液位高警報等により漏えいを発見(又は検知)し漏えいした溶液は定められた手順に基づき回収することにより、これ以上の事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。</p> <p>(3) 作業員への影響 作業員への影響は生じない。 漏えいした液体の回収等の除染・復旧作業は、定められた放射線管理要領に従い、作業計画に沿って効率的に作業を進めることにより、作業員への影響は生じない。</p> <p>(4) 他工程への影響 上流、下流の工程の運転に影響が生じる。 溶液の漏えいに伴い、分離工程の運転に影響が生じる。さらに、上流、下流の前処理建屋、精製建屋の工程は、その中間に設置されている一時的な貯留槽(上流:計量後中間貯槽、下流:ウラン濃縮液受槽)の残液量で運転継続の可否を判断する。</p>	
対応の概要	<p>(1) かくはん操作を停止するとともにセル内を拭き取り、汚染を除去する。</p> <p>(2) 仮蓋取り付けボルトの締め付け状態を確認し、増し締めを行う。</p> <p>(3) 仮蓋の取り付け状態を確認後、手順に従いウラン試験を再開する。</p>	
公表区分	翌平日に公表(ホームページへ掲載)	
対応区分	<p>(a) 運転継続しながら復旧</p> <p>(b) 運転系統を切り替えて復旧</p> <p>(c) 当該機器を停止して復旧</p> <p>(d) 当該設備を停止して復旧</p> <p>(e) 影響範囲の設備を停止</p>	<p>国際評価尺度 (INES) のレベル</p> <p>日本原燃による評価: レベル0以下</p> <p>放射性物質の外部放出 工場外への影響</p> <p>放射性物質による汚染、被ばく等 工場内への影響</p> <p>運転制限範囲からの逸脱等 多重防護の劣化</p>

